

重要開発調整池の設置等が義務化されます

災害からの安全な京都づくり条例の制定に伴い、要件を満たす開発行為を行う場合に「重要開発調整池」の設置等が義務化されます。

平成29年から
7月1日施行



もえぎの丘防災調整池
(平成25年度設置)

設置等が必要となる要件は？

開発行為が下記5項目のすべてに該当する場合、重要開発調整池の設置等が必要になります。

- 1 知事管理の一級河川又は二級河川の流域で行う開発行為であること。
- 2 開発面積が1ha以上であること。
- 3 開発行為により雨水流出量の増加をもたらすこと。
- 4 開発行為により下流地域において、浸水による被害を発生させる可能性が高まると認められること。
- 5 開発行為が適用除外規定(条例施行規則第6条に規定)に該当しないこと。

義務化されることは？

要件を満たす開発行為を行う場合には、重要開発調整池の設置の他に下記の事項を行う義務が生じます。

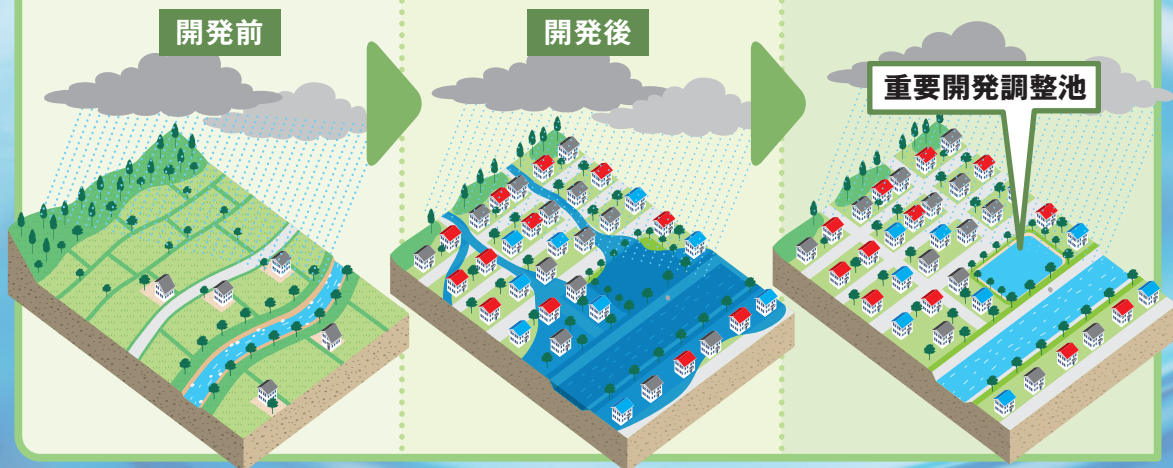
- 開発行為届の提出
- 重要開発調整池の設置
※別途定める技術的基準に適合する必要があります。
- 設置完了届の提出
- 重要開発調整池の検査
※別途定める技術的基準に適合するか確認します。
- 適正な管理

なぜ、重要開発調整池が必要なの？

開発前は降った雨が森林や田んぼ、畑に浸透し、一時的に貯留されるのですが…

開発によって地面がコンクリートやアスファルトで覆われると、降った雨がそのまま河川へ流れ出て洪水が起こりやすくなります。

降った雨を一時的に重要開発調整池に貯留し、河川への流出を抑制します。



必要な手続きの流れは下記のとおりです。

開発行為届の提出

提出する書類

- ・ 開発行為届
- ・ 図面その他の開発行為の内容を示す書類
- ・ 重要開発調整池の設置に関する計画を示す書類
※技術的基準に基づき計画する。



開発行為届の適合審査

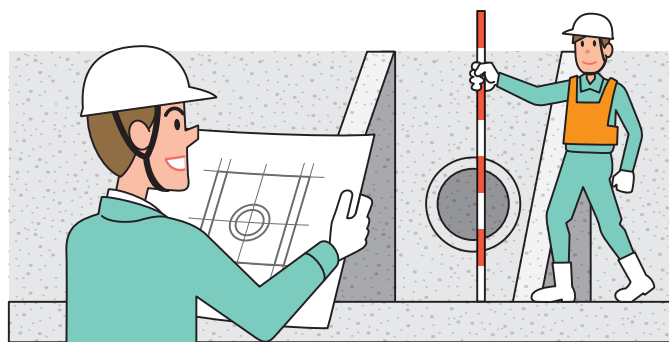
技術的基準に適合しているか審査し、その結果を通知します。

重要開発調整池の工事着手、施工

重要開発調整池設置完了届の提出

提出する書類

- ・ 重要開発調整池設置完了届
- ・ 写真その他調整池の設置状況を示す添付書類



完了検査

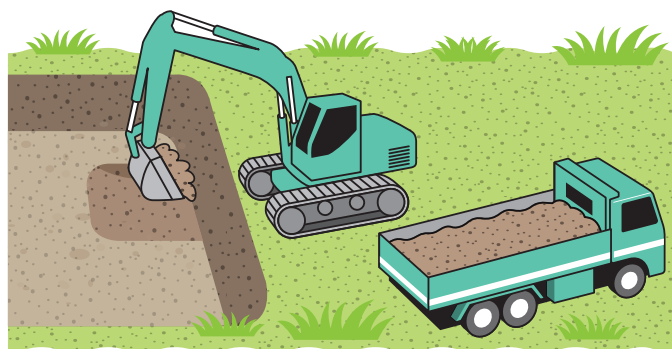
設置された重要開発調整池が技術的基準に適合しているかを検査します。

告示

設置された重要調整池の所在地、所有者等を告示します。

重要開発調整池の適正な管理の義務

重要開発調整池の機能を維持するため、適正な管理を行わなければなりません。



罰 則

次の場合には、罰則が科せられます。



- 知事が設置命令を行ったにもかかわらず、届出を行った開発者が、調整池を設置しない場合
- 設置する調整池が技術的基準に適合せず、知事が是正命令をしたにもかかわらず是正措置を行わない場合
- 設置した重要開発調整池について、所有者等が適正な管理を怠り、知事が必要な措置を講じるよう命令したにもかかわらず、必要な措置を講じない場合

※条例第56条

**1年以下の懲役又は
50万円以下の罰金**



- 開発行為の届出をしない場合や虚偽の届出をした場合
- 立入検査を拒否、妨害、忌避した場合、又は質問に対して陳述をしない場合や虚偽の陳述をした場合

※条例第57条

30万円以下の罰金

お問合せ先

京都府建設交通部河川課
tel: **075-414-5288**

災害からの
安全な
京都づくり
条例HP

<http://www.pref.kyoto.jp/kikikanri/jyorei.html>